荒瀬　稔　尾形　信之
川崎　吉幸　九町　正昭
杉山　幸子　谷上久志朗
福田　敏　藤原　伸彦
吉田　誠
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
従七位に叙する（以上九月十二日）
加藤　仁孝　川勝　健二
田中　勉　野坂　隆
星子　精健　安田　之彦
正六位に叙する（各通）
上田　勝幸　片岡　義朗
坂倉　宣雄　佐藤　正昭
高橋　善作　田中　雅代
矢島　昭一
従六位に叙する（各通）
剣持　豊彦
正七位に叙する（各通）
（村山市消防司令）
従七位に叙する（以上九月十三日）
（東京大学名誉教授）
（京都大学名誉教授）
正四位に叙する（各通）
（名古屋市立大学名誉教授）
従四位に叙する
足立　昭
正五位に叙する（各通）
高橋　秋夫
従五位に叙する（各通）
安藤　伸吾　生野　弘道
上田　文夫　佐野正二郎
正六位に叙する（各通）
青山　直衛　東　孝司
（神奈川県職員）
大森　康敏　金子進一郎
芝本　謹一　松崎　政行
藪田　一昭　渡辺　貞丸
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する

香川　信雄
佐々木　悟　徳吉　眞次
松田　康仁
石川　雅一
越智　時繁
澤畠　一夫
藤原　清隆
小西　晃
高杉　茂
中村　文成
吉田　政勝
穐葉　真樹
倉光　修
佐藤　文隆
松井　宣夫
布施　玉喜
中沢　宣雄
井上　和男
松平　恭司
安藤　次朗
大場　勇人
近藤千代太郎
安井　一夫
松村三十四

木口　元　杉尾　千年　南部　靖喜
従七位に叙する（各通）（以上九月十四日）　松浦　芳昭
従五位に叙する
正六位に叙する
根本冨士雄　藤上　博美　米田　龍二
正七位に叙する（各通）（以上九月十五日）　久保　伸一
正七位に叙する
清水紀久男
従七位に叙する（以上九月十六日）　西山　克郎
正六位に叙する（九月十七日）　竹林　秋雄
従六位に叙する（九月二十一日）
○叙勲　上田　勝幸
旭日双光章を授ける　本間　金廣
旭日単光章を授ける（以上九月十三日）　赤塚　功
（青森県東通村議会議員）　伊勢田　勉
（津山市議会議員）　政岡　哲弘
旭日単光章を授ける（各通）（九月十四日）　北嶋　一孝
瑞宝小綬章を授ける
小林　峰雄　知念　績昭　深澤　實
瑞宝双光章を授ける（各通）
鈴木　洋一
瑞宝単光章を授ける（以上九月十一日）　坂本　嗣郎　安友　治夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）　石黒　洋　尾形　信之
石川　雅一　川崎　吉幸　九町　正昭
越智　時繁　佐々木　悟　徳吉　眞次
佐々木洋一　宮野　修二　吉田　誠
瑞宝双光章を授ける（各通）　谷上久志朗
高橋　三郎　藤原　伸彦　松田　康仁
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十二日）　高杉　茂
加藤　仁孝　田中　勉　田中　雅代
片岡　義朗　高橋　善作　星子　精健
瑞宝双光章を授ける（各通）

（村山市消防司令）　穐葉　真樹
剣持　豊彦　小西　晃　實松　浩洋
丸山　貢　吉田　政勝
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十三日）　倉光　修
（東京大学名誉教授）　松井　宣夫
（名古屋市立大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける（各通）
（神奈川県職員）　青山　直衛
金子進一郎　木口　元　大場　勇人
武藤　健治　安井　一夫　中沢　宣雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
杉尾　千年　松村三十四
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十四日）
青木　松男　浅野　勇　松浦　芳昭
瑞宝双光章を授ける（各通）
根本冨士雄　米田　龍二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十五日）　清水紀久男
丸山　貢　吉田　政勝
瑞宝単光章を授ける（九月十六日）　西山　克郎
瑞宝双光章を授ける（九月十七日）

皇室事項

認証官任命式

十月十六日午後七時四十五分、宮中において、特命全権大使鷲見周久、同佐野豪俊、同前川信隆、同丸山浩平、同仲條一哉、同野村護、同平野隆一、同市川恵一、同久野和博、同米谷光司、同戸島仁嗣、同石橋洋信及び同関口昇の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十一日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三号
(三) 占用を制限する区域
区域
鳥栖市原町字笹尾一〇八〇番から同市曽根崎町ウグメ田一四六三番三まで
(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日
令和七年十月二十二日
(七) 図面縦覧場所
九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所